

【書面回答分】

稲城市立学校 P T A 連合会 と市長との懇談会

(令和 3 年 11 月 11 日実施)

質問事項及び回答一覧

目 次

1	【教育総務課・生涯学習課】 放課後及び休日の学校校庭使用について <四小>	1
2	【管理課】 通学路(付近)での交通ルールについて <七小>.....	3
3	【教育総務課】 なぜ、去年度に比べて教育費を30%削減できたのですか? <若 葉台小>	4
4	【指導課】 義務教育期間に身につけるべく社会サービスについて <五中>...	5
5	【指導課・選挙管理委員会】 「選挙の重要性について」 <五中>.....	6
6	【教育総務課・指導課】 「デジタル格差の解消に向けての環境の整備について」 < 二小>	7
7	【学務課】 学区の再構築について <城山小>.....	9

1 【教育総務課・生涯学習課】 放課後及び休日の学校校庭使用について <四小>

近隣の公園でボールを使用できない、道路でのボール使用による事故への不安などから、放課後や休日に学校校庭を自由に使用してほしいという保護者の要望が多い。

登録団体は団体の責任下で使用できることについては理解、異論はない。

団体使用時以外の時間においては、保護者の責任のもと自由に使用できるようにならないか。

同じ稲城市の小学校では放課後に使用できる学校もあると聞いている。

使用の許可は学校長の判断であれば、学校長の判断の違いで利用できる使用できないというのは不合理である。一方、事故対応、使用後のゴミ処理、コロナ禍における消毒対応など先生方の対応が必要ということであるならば、先生方への負担軽減の観点からも、放課後や休日の学校への警備員の配置を検討していただけないか。

校庭を使用した際の事故などの責任は保護者として、見守りの目があるだけでも遊具での危険行為、お菓子のゴミなどの散らかし、自転車の駐車などによる近隣への迷惑行為への抑止力になるのではないか。

また、校庭利用の条件として、あらかじめ「団体利用時には使用できないこと」「事故などの責任は保護者とすること」、「ゴミは持ち帰ること」などを事前に子供たち保護者に周知、広報をする必要もある。

子どもたちの遊び場、コロナ禍における子どもたちの体力低下の防止なども考えると、近隣にある公園よりも広い空間である校庭で運動できることは意義があり、そもそも公園で小さい子から大きい子が密になり遊んでいるのに、校庭はガラんと空間となっているのは、残念な状況である。

また、放課後子ども教室に通う子は、「校庭で遊べないというイメージ」から利用しない子が多いと聞いているが、放課後子ども教室の指導員のもと、校庭で自由に遊べることを子どもたちに周知していただくなどの対応についても是非お願いしたい。

(回答)

(教育総務課)

放課後及び休日の児童・生徒の校庭使用につきましては、現在小学校 9 校で校庭の開放を行っています。

稲城市では、学校内への自由な出入りを可能としていた時期もありましたが、施設使用時における事故の発生や施設を破損される等の問題もあり、平成 19 年 4 月から施設の使用については、原則として施設管理者である学校長の判断によるものとしています。

保護者の責任下での校庭使用につきましては、学校施設内で問題が発生した場合には、当然に学校側で対応すべき事案となるため、保護者責任のみを前提とした校庭使用については難しいものと考えております。

また、教職員の負担軽減の観点から警備員を配置することにつきましても、市の財政状況や他の事業との優先度等を総合的に勘案する必要があることから、導入は難しいものと考えております。

(生涯学習課)

放課後子ども教室における校庭利用につきましては、放課後子ども教室参加児童の見守りに支障のない範囲で利用の判断を行い、その周知を図っております。

今後につきましても、学校利用や学童利用時間帯以外等、学校から利用許可を得られている時間帯において、見守り側の人員体制や校庭利用を希望する児童の人数・体調、一般利用者の利用状況等を鑑み、安全な見守りに支障のない範囲で、引き続き利用の周知を図ってまいります。

2 【管理課】 通学路(付近)での交通ルールについて <七小>

信号のない横断歩道など、道路の見直し(信号機など)はもちろんですが、運転する側にも市から何らかの働きかけ(注意喚起)をしていただけているのでしょうか。

(回答)

市では、毎年、学校、P T A及び多摩中央警察署との合同通学路点検を行っており、その結果を踏まえて、交通事故の恐れがある箇所においては、多摩中央警察署に対し、信号機や横断歩道の設置、取り締まりの強化等を要請しております。

また、運転者に対する注意喚起や車両の速度抑制のため、看板や飛び出し坊やの設置、カラー舗装、路面表示、及びポストコーンの設置等を行っております。

さらに、多摩中央警察署や多摩稲城交通安全協会と協力し、街頭活動を行って運転者に交通ルールやマナーを周知する等、広報啓発を行っております。

市では、今後も運転者に対する注意喚起や広報啓発を行い、交通事故の防止に努めてまいります。

3 【教育総務課】 なぜ、去年度に比べて教育費を30%削減できたのですか？ <若葉台小>

子どもの人数の減少に合わせて削減されたのかと思われますが、教育費30%下げれるくらい子供の数が減ったということで間違いないですか。

稲城市の考え方として、子どもの養育費を削るのは、他の項目に比べて最優先事項だったということでしょうか。

なぜ、去年度に比べて教育費を30%削減できたのですか？

(回答)

令和3年度の教育費の予算額は45億9296万2千円、令和2年度の教育費の予算額は66億143万1千円と、対前年度で20億846万9千円と30.4%の減額となっています。

これは、新第一調理場の建設費用が令和2年度予算に計上され、その費用約22億7,688万円が、令和3年度予算では減額となったことが主な要因です。

4 【指導課】 義務教育期間に身につけるべく社会サービスについて <五中>

これは、主に義務教育期間中にこれから大人になっていく際に必要なお金の話や、市役所との手続きの方法、家族が死んだ場合に、何をすべきか？など万が一の時にどうすればいいのかを学べる機会を与えておきたい。特にお金や保険、投資などについては、知らないとうなるのか？どうすればいいのか？誰に助けを求めればいいのか？どこから頑張ればいいのか？そう言った教育をしていくためには何が必要なのか？を稲城市を背負って立つ子供達に学びの機会を与えられるのか？

(回答)

義務教育期間に身につけるべく社会サービスにつきましては、自立した消費者として豊かな消費生活を営むために、学習指導要領の内容を基に社会科、家庭科、特別の教科道徳等において、指導の充実を図っております。

例えば、小学校では、販売の仕事が消費者の願いを踏まえ売り上げを高めるよう工夫して行われていること、買い物の仕組み、売買契約の基礎、物や金銭の使い方と買い物について、消費者の役割が分かることの指導の充実を図っております。中学校では、契約の重要性や個人や企業の経済活動における責任と役割を理解すること、購入方法や支払い方法の特徴、計画的な金銭管理の必要性、クレジットの三者間契約、売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応、等を理解するとともに、自立した消費者として責任ある消費行動を考え、工夫することの指導の充実を図っております。

5 【指導課・選挙管理委員会】 「選挙の重要性について」 <五中>

これは、特に中学生が後3年で得られる選挙権について、何故選挙が必要なのか？投票率とは何か？1票あたりの価値はどんなものなのか？選べなかった場合の対処方法などを義務教育期間中に伝えるには、どうすればいいのか？

(回答)

(指導課)

学校教育における選挙の重要性につきましては、生徒が社会で起きている事柄に興味・関心をもち、社会の形成に参画する基礎を培う観点から、学校の所在地や自分たちが住む稲城市の政治、経済並びに地方自治等、地域の関係諸機関と連携した学習を充実するとともに、選挙の意義や目的を理解し、主権者の一人として選挙に参加することができるように、模擬選挙等の学習を通して主権者教育の充実を図っている学校もございます。

(選挙管理委員会)

選挙管理委員会での中学生への取組といたしましては、主に以下の2点となります。

- ① 選挙管理委員会では、毎年明るい選挙ポスターコンクールを実施しており、市内の小・中・高校にご案内をさせていただいております。毎年300～500点ものご応募いただいております、選挙について考えてみるよい機会になっているものと考えます。なお、入選作品について12月ごろより市内5か所を巡回し展示を行っておりますので、ぜひご覧ください。
- ② 「いなぎ市民まつり」におきまして、「こども体験模擬投票」を実施しております。主に中学生以下のお子様に、市内で収穫される梨やぶどう等好きな果物に投票をしていただく企画となっております。その際ですが、実際の選挙で使用する記載台や投票箱を用意し、選挙を体験していただいております。

6 【教育総務課・指導課】 「デジタル格差の解消に向けての環境の整備について」 <二小>

近年のデジタル化は著しい感じを受ける人も少なくはないのかと思います。少しずつペーパーレスの連絡方法も受け入れられつつあるのかと PTA を運営している人間としても、日々実感しています。

ただ、すべての保護者が一様にデジタル機器を所有しているとは限らず、またその機器を使いこなしているのか、など疑問も感じるときもあります。当然のことながら、機器を所有する人の意識の問題等もあるのかとは思いますが。

できましたら、稲城市として各校において、そのデジタルでの連絡手段をサポートする体制を確立していただければと思います。子供や先生には ICT 相談員という肩書の方がいらっしゃるようですが。

近年では稲城市 PTA 連合会のやりとりはデジタルになりつつあります。現在は、PTA の役職についた保護者の個人の所有物により運営され賄われています。当然のことながら通信にかかる費用なども個人での負担になっていることがほとんどかと思っています。今後を考えますと、そういったデジタル環境が整い、尚且つそういった機器を使いこなせる保護者でないと PTA 役員を引き受けても運営が滞る懸念があります。どのような人であっても、デジタルに抵抗なく参加できるような体制作りに少なくとも我々は苦心しています。コロナが落ち着き、またアナログのような紙ベースでの運営に戻すのなら、こういった意見は控えようと思います。ですが、積極的にデジタルへの移行を行政としても推進していく方向であるのなら、少しずつでもデジタル格差の起きない環境の整備に力を貸していただければと思います。

また各校において学校より保護者に対しての連絡手段としてスマホ等にアプリを導入して活用されているかと思いますが、今後は P T A 運営においてもその必要性を感じます。ところが、そういったアプリを導入するにあたり、どれを選択し導入すべきかに迷うこともあります。個人情報漏洩の危険性もかんがえなければなりません。デジタル機器を使用しての運営に各校も苦慮するところは多分にあるはずです。I T に強い方が、各校から来る相談に対してサポートする部門などの体制を検討していただきたい。

お金の絡む話でもありますので難しい面は多々あるかとは思いますが、今後教室レベルでの Wifi 環境の整備、配布タブレットによるリモート授業、パソコン等によるリモート授業参観等を検討していただきたい。

(回答)

(教育総務課)

現在、市PTA連合会と市との連絡調整は、電子メールを基本として行っております。電子メールにつきましては、連絡内容が記録に残ること、自身のタイミングで連絡を行うことができる等の利点があり、今後も継続して行うことができれば、市としましては連合会等の活動の負担軽減につながっていくものと考えます。

また、ITが苦手な方やアプリ等の導入でご相談がある場合につきましては、ICT推進課等に確認をしながら支援を行うことができますので、教育総務課までお気軽にお声がけください。

(指導課)

デジタルでの連絡手段をサポートする体制の確立につきましては、各学校での効果的な連絡手段の取組等について情報交換をしたり、市において教員向けへの研修を行ったりすることで学校と保護者がスムーズに連絡を取れるように支援してまいります。

また、デジタル格差の起きない環境の整備につきましては、学校から保護者への連絡等は、安全性の高いアプリケーションの使用を前提としたデジタル化を推進するとともに、保護者のニーズや環境に応じて紙面でも連絡する環境を整える等、学校と連携してまいります。タブレット端末によるリモート授業や授業参観につきましては、必要に応じて、学校で取り組んでいるところでございます。

7 【学務課】 学区の再構築について <城山小>

現在構築されている学区分けではエリアの大小にかなりの差があると感じています。学区の広い地域の生徒たちの中にはそれなりの距離を歩いて通学する必要があり、そのぶん不審者からの声掛けや犯罪、交通事故に巻き込まれる等の危険が伴う恐れも高まります。

また、学童に通う生徒の人数にも小学校毎で差があり、その点の解消にもつながると思われしますので、ぜひ市全体で学区の再構築を検討いただきたい。

(回答)

通学区域設定においては、道路や河川等の地理的状況や通学上の負担軽減や安全性の確保はもとより、児童生徒が生活圏で成長することを踏まえた地域とのかかわり、学校規模の適正化やその他地域の実態等を総合的に判断しています。

通学距離につきましては、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」によると「小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内」が適正とされていますが、当市におきましては、小学校はおおむね2km以内、中学校はおおむね3km以内としております。

学校により通学区域の範囲に違いが生じることもございますが、通学距離が著しく離れている場合で、区域外の学校の方が近く、その学校の収容能力に余裕があるときは申請により指定校を変更することができる等、できるだけ柔軟な対応をしているところでございます。

なお、学区域の見直しについては、市域の開発動向や都市基盤整備の進捗状況等により、児童生徒数の増減やそれに伴う学校規模の適正化の必要性等に応じて「稲城市立学校適正学区等検討委員会」を設置し、その検討結果を踏まえ、状況の変化等を総合的に判断して実施することになります。